

フォスティング機関事業の概要

- ◆ 平成28年児童福祉法等の一部を改正する法律において、家庭養育優先原則の明記
都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスティング業務）が具体的に位置づけ
- ◆ 里親のリクルート、研修、マッチング、委託後のフォローから自立まで、包括的な里親支援を実施

リクルートからアフターケアまで一貫した里親支援

	登録前	相談～里親登録	マッチング	委託中	措置解除後
普及促進・リクルート事業	普及啓発・リクルート活動 地域との連携				
研修・トレーニング事業		登録前研修	登録後研修	受託後研修 各種研修	
里親委託推進等事業		相談受付 家庭訪問	マッチング 交流中支援	自立支援計画 関係機関との情報共有	
里親訪問等支援事業				相談対応 訪問等支援 一時保護委託の調整 レスパイト・ケア 里親相互交流 親子再統合 家事育児援助 等	
里親等委託児童立支援事業				自立支援（中学生以上）	措置解除後の自立支援

里親登録

委託

措置解除

都におけるフォスタリング機関事業

- ◆ 事業形態 **委託事業**（地方自治法第234条に基づく**委託契約**）
- ◆ 経緯 令和2年に多摩児童相談所管内でフォスタリング事業をモデル的に開始
令和7年度に全ての東京都児童相談所においてフォスタリング事業実施
- ◆ 実施体制 統括責任者、リクルーター、区市町村連携コーディネーター、里親トレーナー、
里親等委託調整員、里親委託等推進員、自立支援相談員
※管轄内の里親登録世帯数等に関わらず、**一律の人員体制**
- ◆ 実施方法 **児童相談所内に勤務**（一部、母体施設等に事務所あり）
里親や里親登録希望者の一義的窓口
基本的に**児童相談所の管轄単位で事業実施**
（令和8年度より一部研修やサロンなど共催可に改善）
- ◆ その他 今後の児童相談所再編の影響

フォスタリング	開始時期	フォスタリング	開始時期	フォスタリング	開始時期
多摩フォスタリング （二葉学園）	令和2年10月	小平フォスタリング （キアセット）	令和5年4月	児童相談センターフォス タリング（二葉乳児院）	令和7年4月
江東フォスタリング （二葉乳児院）	令和4年4月	杉並フォスタリング （聖友学園）	令和6年4月	北・足立フォスタリング （二葉乳児院）	令和7年4月
立川フォスタリング （愛恵会乳児院）	令和4年4月	八王子フォスタリング （愛恵会乳児院）	令和6年4月	町田フォスタリング （キアセット）	令和7年6月
品川フォスタリング （品川景徳学園）	令和5年4月	練馬フォスタリング （二葉むさしが丘学園）	令和6年6月		

フォスタリング機関事業の効果

○フォスタリング機関事業にかかる効果検証では、フォスタリング機関が担っている各種業務に一定の評価

令和7年度東京都フォスタリング機関事業にかかる効果検証

- 【目的】 外部機関による効果検証を行い、フォスタリング機関事業の改善につなげる。
また、里親支援センターへの移行も含めた今後のフォスタリング機関のあり方を検討する際に活用する。
- 【期間】 令和8年2月上旬～3月下旬
- 【対象】 多摩児童相談所・立川児童相談所・江東児童相談所の各フォスタリング機関
- 【内容】 「里親支援センターの第三者評価ガイドライン」（令和6年12月20日付こ支家第556号）等を参考に実施

高評価

（児童相談所評価）

- 自立支援強化事業がフォスタリング事業の中で最も高評価
- 里親相談の一義的な窓口としての定着

（里親からの評価）

- 「相談のしやすさ」や「担当者と連絡がつきやすい」等、身近な存在として認識されている
- 里親の相互交流、イベントの案内、委託後の定期的な訪問や電話等での支援も高評価

改善が必要なもの

（児童相談所評価）

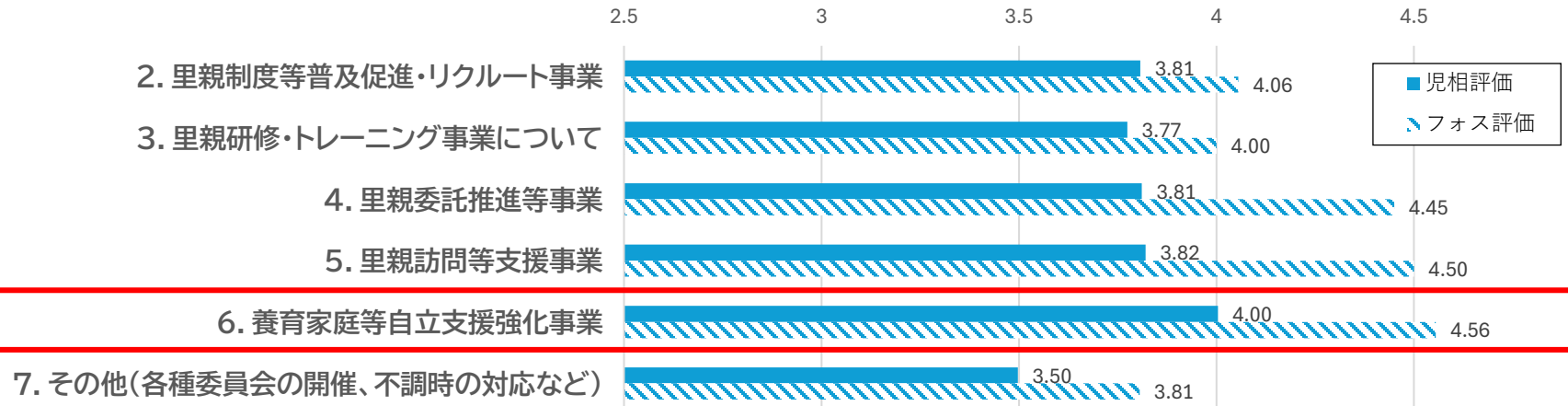
- 離職や異動によって職員の流動性が高く、人材の確保・育成や支援の継続性が課題
- 日頃からコミュニケーションを取っていても、連携・役割分担は難しい面もある
- 登録家庭数の増加への寄与については、現時点で明確な効果を確認するには至っていない

（里親からの評価）

- 委託児童や実子に対する専門的支援は、十分とはいえない
- 困ったときに有意義なアドバイスがもらえないという指摘もある

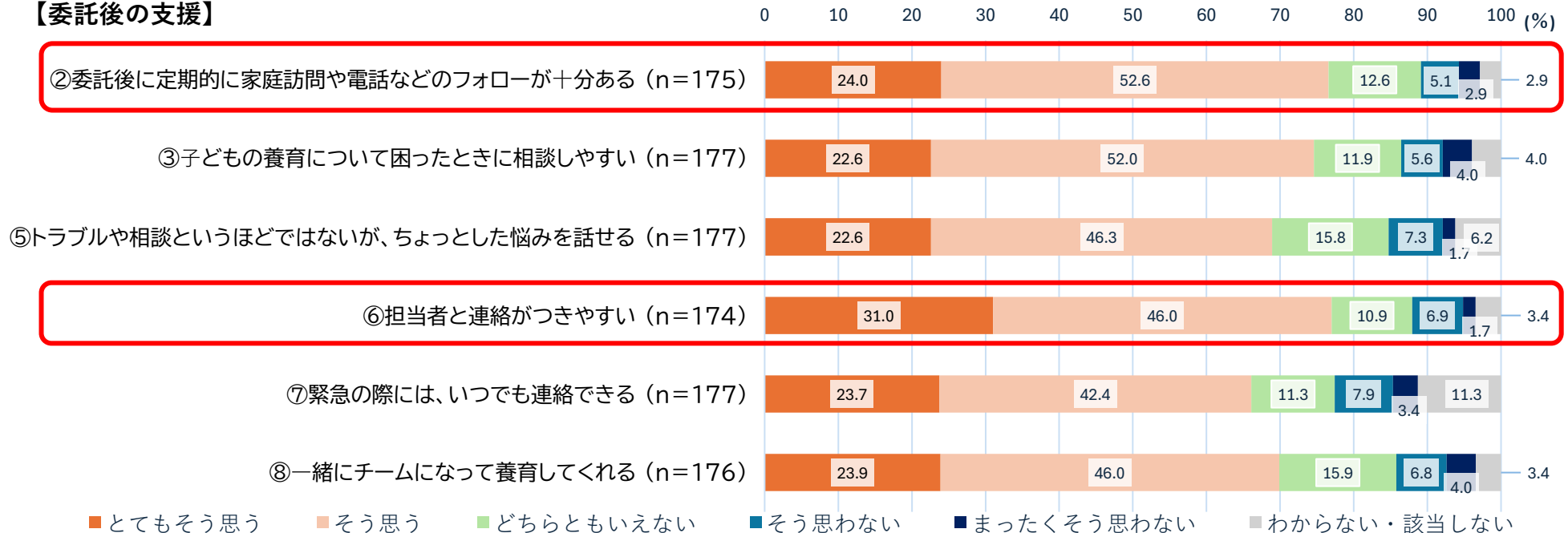
児童相談所評価とフォスタリング自己評価

【2～7 フォスタリング機関の各事業評価】



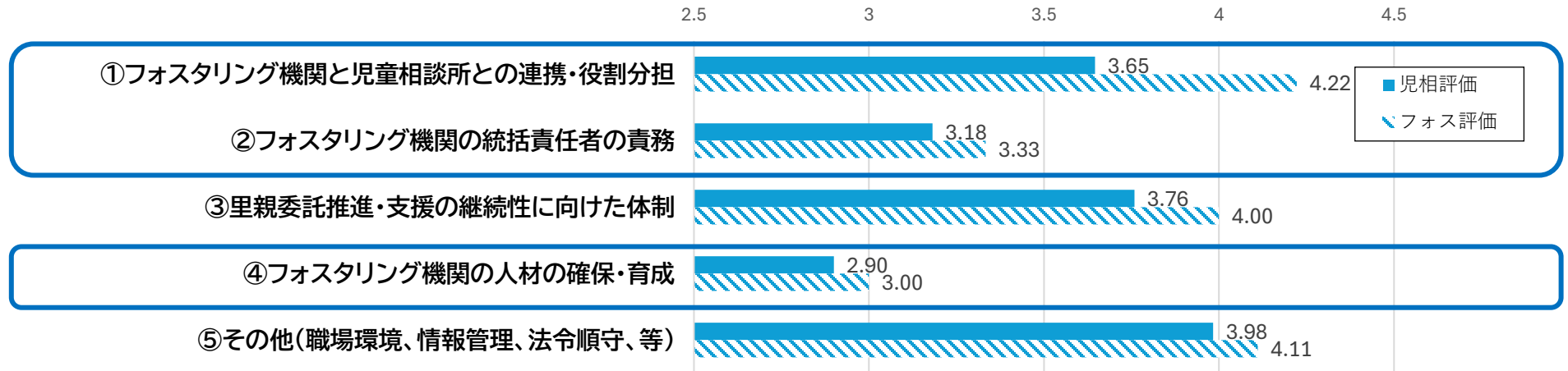
里親アンケート

【委託後の支援】



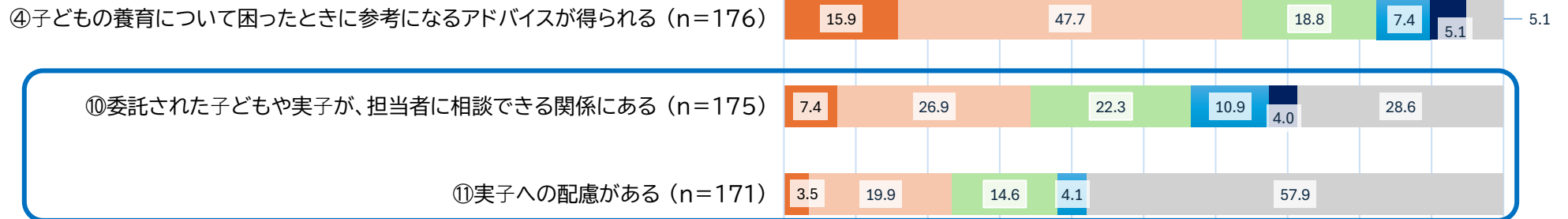
児童相談所評価とフォスタリング自己評価

【1 フォスタリング機関と児童相談所の連携・協働】

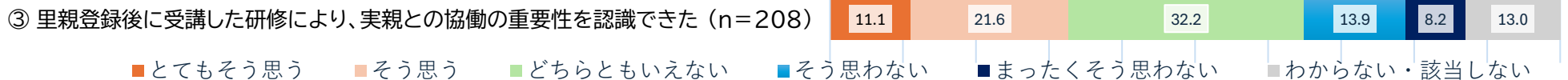


里親アンケート

【委託後の支援】



【研修】



(注1) ⑩・⑪については、実子の有無に関わらず聞いており、該当しない場合は「わからない・該当しない」として集計されている。
 (注2) 委託児童や実子との関係については、「里親支援センターの第三者評価ガイドライン」において、「こどもへの関わりと関係性」が評価基準の1つとされていること等を踏まえ、里親支援センターへの移行に向けて、対応が求められる事項として設問を設定した。

フォスタリング機関事業における評価と課題（まとめ）

一義的な窓口としての評価

- 里親支援の一義的な窓口として、登録前から登録後、委託中においても機能

伴走型支援としての評価

- 里親にとって身近で寄り添ってくれる存在として認知

措置解除前後の自立支援への評価

- 自立支援相談員による自立に向けた情報提供や、措置解除後の継続的な相談援助が高評価

人材確保・専門性の課題

- 法人内での異動や離職等、人材の定着や支援の継続性
- 児童等に対する専門的な支援や助言

運営上の課題

- 児童相談所との役割分担や連携・協働の在り方

委託事業としての課題

- 地域の特性やニーズ等に応じた事業スキーム
- 里親登録世帯数等の事業実績と連動していない

包括的な里親支援体制に関連するこれまでの主な議論

ケアニーズの高い児童の支援の在り方

- ケアニーズの高い児童を受託する里親への支援の在り方、施設機能を活かした継続的な支援の必要性

チーム養育体制の在り方

- パーマネンシー保障も踏まえた児童・里親家庭・実親への支援や関り方、休日・夜間の支援体制、地域との連携

マッチング方法の在り方

- 委託候補児童に対する委託候補家庭推薦の考え方、不調の未然防止の観点

里親支援センターの概要

- ◆ 令和4年改正児童福祉法（令和6年4月施行）に基づいて新たに創設された児童福祉施設
- ◆ 里親支援事業や、里親等や里子、里親登録希望者について相談その他の援助を行うことを目的とする
- ◆ 里親支援事業を里親支援センターが実施する場合であっても、業務全体の最終責任は児童相談所が負う
※「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」（令和6年3月29日付こ支家第185号）について

【施設設備】

- (1) 事務室
- (2) 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者が訪問できる相談室等
- (3) その他、事業を実施するために必要な設備

※児童福祉施設等に附置する場合、支障が生じない限り、附置される施設と設備の一部を共有することは可能

【職員体制】

- | | |
|---|--------|
| <ol style="list-style-type: none">(1) センター長(2) 里親リクルーター(3) 里親等支援員(4) 里親トレーナー | } 全て専任 |
|---|--------|

里親支援センターは4名専従を基本
里親登録60世帯超の場合、20世帯ごとに
里親等支援員の加配が可能

※そのほか加算要件に応じた加配が可能

【実施業務】

週5日間・平均40時間以上は開所を原則とし、下記業務を全て実施

- (1) 里親制度等普及促進・リクルート業務
- (2) 里親等研修・トレーニング業務
- (3) 里親等委託推進業務
- (4) 里親等養育支援業務
- (5) 里親等委託児童自立支援業務



フォスタリング機関事業と里親支援センターの違いを踏まえた移行の方向性

	フォスタリング機関事業	里親支援センター
機関	東京都からの委託事業	児童福祉施設（第二種社会福祉事業）
期間	1年ごとの契約	認可
実施業務	(1) 里親制度等普及促進・リクルート事業 (2) 里親等研修・トレーニング等事業 (3) 里親委託推進等事業 (4) 里親訪問等支援事業 (5) 里親等委託児童自立支援事業 (6) その他	(1) 里親制度等普及促進・リクルート業務 (2) 里親等研修・トレーニング業務 (3) 里親等委託推進業務 (4) 里親等養育支援業務 (5) 里親等委託児童自立支援業務 ※養子縁組に係る事業は法定業務には含まれない
体制	統括責任者、リクルーター、区市町村連携コーディネーター、里親トレーナー、里親等委託調整員、里親委託等推進員、自立支援相談員 ※里親登録世帯数等に関わらず一律	4名専従を基本 里親登録60世帯超20世帯につき1名加配可能 その他、条件に応じて加配可能
第三者評価	—	自己評価・外部評価の実施・公表・改善を義務付け

ほぼ同一

- 単年度の委託契約に基づく事業から、**法令に基づく認可事業に移行し、主体的・安定的な中長期の事業運営**が可能
- 国制度の加配の考え方による体制を基本としつつ、**都として目指すべき支援体制を踏まえた制度設計**が必要
- 経費全体で精算する委託料から、項目ごとに要件を積み上げる措置費（実配置人員を基礎）に移行し、里親家庭への支援の一層の充実に向けて、**事業の規模や取組状況・成果に応じた仕組み**を検討

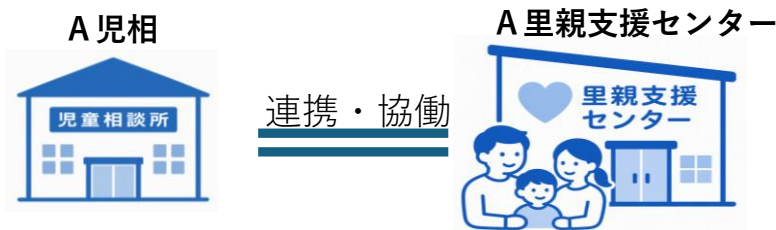
児童相談所と里親支援センターとの連携・協働を念頭に、 里親支援センターの開設・運営パターンを検討

児童相談所との連携・協働体制の維持を前提として、児童相談所の管轄区域との関係、里親支援センターとしての施設設備、認可等の手続の在り方を検討してはどうか

里親支援センターの開設パターン

A 1 児童相談所・1 里親支援センター

- 児童相談所との連携が取りやすい
- 現行のフォスと同一、比較しやすい
- 広範囲でのリクルート等が難しい



A 児相 里親登録 60 世帯
A 里親支援センター 4 名 + α

B 複数児童相談所・1 里親支援センター

- リクルートなどが広域的に行える
- 里親研修やサロンでの参加人数の確保
- 児童相談所との連携が難しい



A 児相 里親登録 60 世帯
B 児相 里親登録 40 世帯
C 里親支援センター 4 名 + 2 名 + α

里親支援センターの運営パターン

C 児童相談所内にセンター職員が（一部）勤務

- 児童相談所との連携が取りやすい
- 情報共有がしやすい
- 児相の判断が必要な場合に即時対応が可能
(一時保護、里子の急病等)

D 児童相談所外で里親支援センターを運営

- センターとして主体性を持てる
- 休日夜間等の対応がしやすい
- 児童相談所との連携が難しい
- 児相からセンターの状況が把握しづらい

現行のフォスタリング機関事業の伴走型支援を基盤に 更なる里親支援の充実・強化を担う里親支援センターの在り方を検討

現行の支援を一層充実・強化できるよう、里親支援センターの強みを活かした**主体的・安定的な中長期の事業運営**を基本としつつ、**児童相談所や関係機関との連携・協働体制を確保し、フォスタリング機関事業で高評価だった機能の維持・強化**を図るとともに、**改善が必要な課題への対応**を目指していくべきではないか

里親支援センターにおいて強化すべき機能

1 伴走型支援の維持・強化

- 里親子との身近な関係性の構築
- 未委託期間も含めた継続支援
- 里子や実子への支援
- 休日・夜間の支援体制

2 専門的支援機能の強化

- ソーシャルワークに必要な専門性・経験の蓄積
- 里親の養育力向上、不調の未然防止
- 里親不調・措置解除後のフォロー
- 親子再統合に向けた支援（実親との関係構築）

3 調整・コーディネート機能の強化

- 児童相談所との役割分担、連携・協働
- 地域資源、施設（里親支援専門相談員）、里親会など関係機関との連携・協働

4 事業の効果検証を踏まえた改善

- 第三者評価等を踏まえたP D C Aサイクル
（自己評価・利用者調査＜児童・里親＞を含む）
- 地域性や里親ニーズを考慮した取組
- 里親登録世帯数の増加、里親等委託率の向上

その他の検討課題

養子縁組に係る事業、広域的事業（フォローアップ研修等） など